

2019年5月27日

企業会計基準委員会 御中

有限責任監査法人トーマツ
テクニカルセンター

実務対応報告公開草案第57号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い(案)」に対する意見

貴委員会から2019年3月25日付で公表されました実務対応報告公開草案第57号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い(案)」(以下「本公開草案」という。)に対して、以下の通り意見を申し上げます。

質問1

実務対応報告第18号において、IFRS第16号「リース」及びASU第2016-02号「リース」を修正項目として取り扱わないとする提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【コメント】

同意します。

質問2

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

【コメント】

企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」(以下「連結会計基準」という。)等にIFRS第16号「リース」およびASU第2016-02号「リース」に関連する開示(表示および注記事項)を定める必要があると考えます。

(理由)

実務対応報告第18号の目的は、連結財務諸表の作成において、在外子会社の会計処理の統一を図る観点から、在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いを定めることであり、連結財務諸表における開示については、原則として連結会計基準等に従うことになるかと理解しています。

会計基準に関連する定めがない場合、各企業は、IFRS等の趣旨を勘案し自社のビジネスの状況を踏まえた開示を検討するために時間を費やすうえに、企業間の比較可能性が低下し、連

結財務諸表の有用性が阻害される可能性があることから、必要に応じて連結会計基準等に関連する開示を定めることが考えられます。

以 上